

新しい住所の 表示について

住所変更の手引き



平成27年
10月10日
実施



帯 広 市

新しい住所の表示について

住所変更の手引き

目次

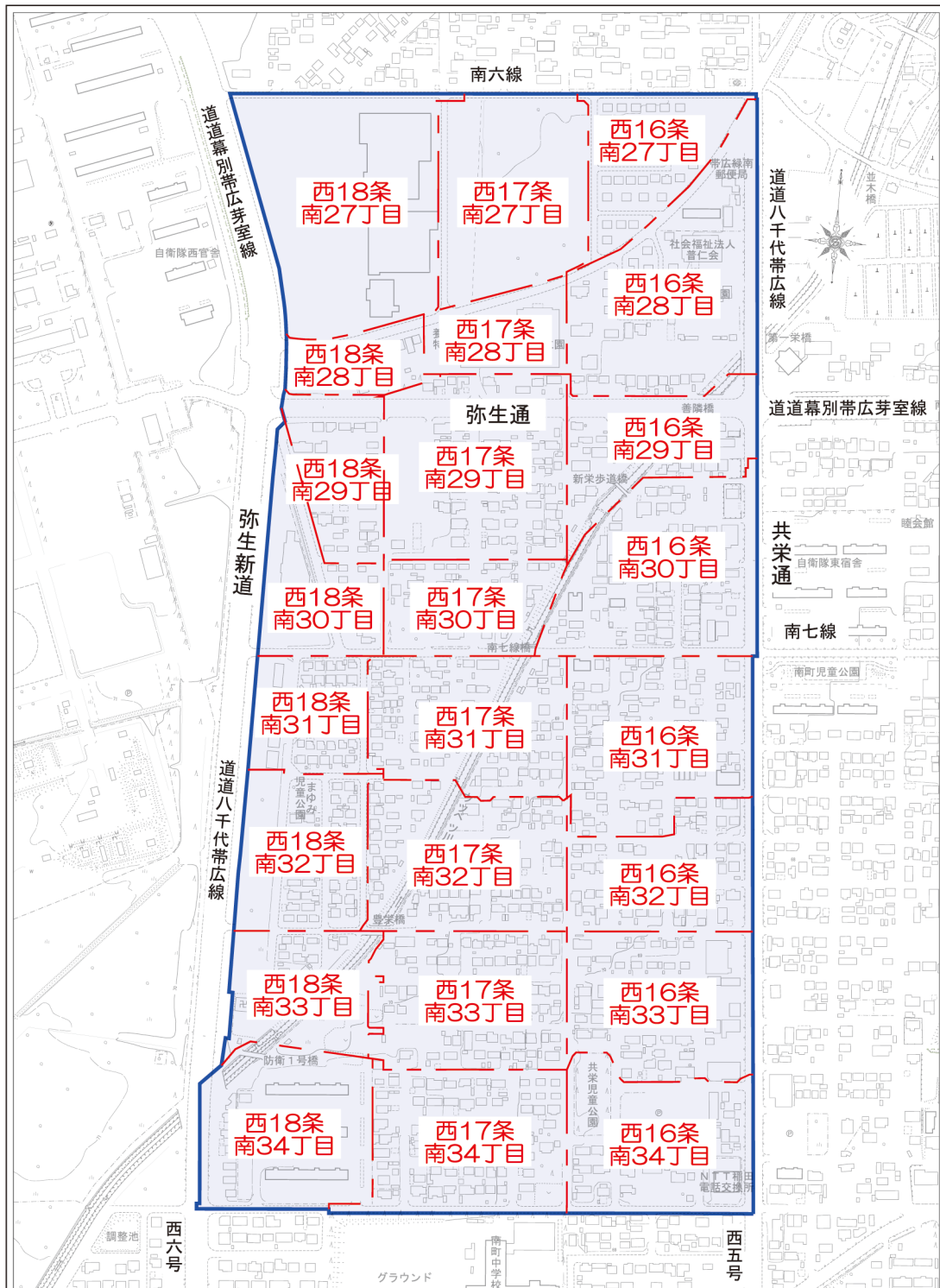
- 字名地番改正実施に伴う住所変更のお知らせ 1 ページ
 - ・住所を変更する区域 1 ページ
 - ・今回お届けしたもの 2 ページ
- 市役所で取り扱う公簿類 3 ページ
- 新しい住所の表し方 3 ページ
- 本籍について 3 ページ
- 字名改正証明書(住所および本籍)の取得について 4 ページ
- 乳幼児等医療・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方へ 4 ページ
- 顔写真付き住民基本台帳カードをお持ちの方へ 5 ページ
- 自動車運転免許証をお持ちの方へ 6 ページ
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
重度心身障害者医療費受給者証、
自立支援医療受給者証をお持ちの方へ 6 ページ
- 国民年金・厚生年金・特別障害給付金、
その他の公的年金を受給している方・被保険者の方へ 7 ページ
- 会社を経営している方、法人登記をしている方、
会社の役員になっている方へ 8 ページ
 - ・税に関する手続きについて 8 ページ
 - ・異動届出書 見本 9 ページ
- その他、住所の届出が必要な方へ 10 ページ
- Q & A: よくある質問 別紙

字名地番改正実施に伴う住所変更のお知らせ

皆さまのお住まいの南町地区では、字名地番改正の実施により平成27年10月10日から住所の表し方が変わります。住所変更に伴い、ご自身で手続きしていただくものがありますので、必要な手続きをご確認ください。

何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

● 住所を変更する区域



● 今回お届けしたものの

新しい住所の
表示について

字名地番改正の実施に伴い、住所変更の手続きを説明した冊子(現在ご覧になっているもの)です。

通 知 書

字名地番改正の実施により、あなたの新しい住所が記載されています。平成27年10月10日以降は、新しい住所をお使いください。

字 名 改 正 の
お知らせ用はがき

新しい住所を親せきや知人、その他関係機関にお知らせするはがきです。

住 居 番 号 板

分かりやすく目的地に行けるように、建物の入口、門柱など見やすい場所に取り付けていただきますようお願いします。

郵便局からの
お 知 ら せ

郵便番号変更のお知らせです。平成27年10月10日以降は、新しい郵便番号をお使いください。

登 記 手 続 き
に つ い て

法務局での登記手続きなどについてのご案内です。



市役所で取り扱う公簿類

これらの公簿類は、市役所で自動的に書き換えますので、**皆さんが手続きをする必要はありません。**

公簿名	訂正箇所	説明
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録証明書 選挙人名簿 国民健康保険者台帳 国民年金被保険者名簿	住所欄	字名改正実施区域内に住 民登録をされている方は、 市役所で自動的に新しい 住所に書き換えます。
介護保険被保険者証等 国民健康保険被保険者証等 後期高齢者医療被保険者証等		新しい住所に書き換えた （介護保険課、国保課など で発行している）各種証 を帯広市より郵送します。

新しい住所の表し方

例 いままで 帯広市 南町南 8 線 25 番地 20

これから 帯広市 西 16 条南 34 丁目 5 番地 1

本籍について

実施区域内に本籍のある方は、戸籍住民課から「お知らせ」が届きます。「お知らせ」には今までの本籍と実施後の新しい本籍が記載されています。

変更が必要な方は、「お知らせ」の内容を確認し、戸籍住民課にお問い合わせください。所定の手続きが必要となります。

手続きをされない方については、実施日以降の本籍が「お知らせ」のとおり
に書き換わります。

字名改正証明書(住所および本籍)の取得について

発行場所	帯広市役所 1 階戸籍住民課 帯広駅分室 大正支所、川西支所	10月13日(火)より 取得可能です
	各コミュニティセンター	10月14日(水)より 取得可能です
必要なもの	・窓口に来られる方の身分証明証 ・窓口で旧住所か新住所の記載が必要です、 ご注意ください	代理の方でも 申請できます
受付日・時間	帯広市役所 1 階戸籍住民課 大正支所、川西支所	平日8時45分から 17時30分
	帯広駅分室	月～土(祝日を除く) の9時から17時
	各コミュニティセンター	火・日・祝を除く 9時から17時

- * 証明書は無料です。
- * 住所の証明と、本籍の証明は別ですので、申請の際にお申し付けください。
- * 年末年始(12月29日から1月3日)はお休みです。

乳幼児等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方へ

住所変更手続きをされる場合

場 所	帯広市役所 3 階こども課
必要なもの	・乳幼児等(ひとり親家庭等)医療費受給者証 ・保険証 ・印鑑
受付日・時間	平日の8時45分から17時30分 年末年始(12月29日から1月3日)はお休みです

ご注意いただくこと

- 1 この手続きは必ずしなければならないものではありません。
受給者証はそのままでもお使いいただけます。

お問い合わせ先 帯広市役所こども課 西5条南7丁目1 TEL:0155-65-4160

顔写真付き住民基本台帳カードをお持ちの方へ

顔写真付き住民基本台帳カードの住所変更(記載事項の変更)が必要です。

● 本人が来庁される場合

場 所	帯広市役所 1 階戸籍住民課 住基ネットの窓口
必 要 な も の	・ 顔写真付き住民基本台帳カード ・ 印鑑 ・ 身分証明証(運転免許証、保険証、パスポート、年金手帳等から 1 点)
受 付 日 ・ 時 間	平日の 9 時から 16 時 45 分 年末年始(12月29日から1月3日)はお休みです

● ご注意いただくこと

- ① 手続きの際には、4 桁の暗証番号が必要です。
- ② 暗証番号を忘れた際は、再設定することができます。
- ③ 顔写真付きではない住民基本台帳カードをお持ちの場合は、手続きの必要はありません。

● 代理人の方が来庁される場合

場 所	帯広市役所 1 階戸籍住民課 住基ネットの窓口
必 要 な も の	・ 本人の顔写真付き住民基本台帳カード ・ 本人の印鑑 ・ 本人の身分証明証(運転免許証、保険証、パスポート、年金手帳等から 1 点) ・ 代理人の印鑑 ・ 代理人の身分証明証(運転免許証、パスポート、 <u>顔写真付き住民基本台帳カードから 1 点、保険証、年金手帳等から 1 点の計 2 点</u> 必要です、ご注意ください)
受 付 日 ・ 時 間	平日の 9 時から 16 時 45 分 年末年始(12月29日から1月3日)はお休みです

● ご注意いただくこと

- ① 代理人の方が手続きされる場合は、一度申請を頂いたあと、照会書をご本人宛に送付します。照会書(署名、捺印、4 桁の暗証番号を記入したもの)を持参頂く 2 回目来庁時に記載事項の変更手続きができます。
- ② 暗証番号を忘れた際は、再設定することができます。
- ③ 顔写真付きではない住民基本台帳カードをお持ちの場合は、手続きの必要はありません。

お問い合わせ先

帯広市役所戸籍住民課住民記録係

西 5 条南 7 丁目 1 TEL:0155-65-4141